経費の勘定科目 早見表（個人事業主）

一般的な扱いの目安です。個別の判断は税理士・税務署にご確認ください。

項目	分類	経費になるか	勘定科目	按分の目安	ポイント
家賃（自宅兼事務所）	住まい・光熱	按分	地代家賃	面積	仕事に使う部屋の面積や時間の割合で、仕事の部分だけを経費にするのが一般的です。
事務所・店舗の家賃	住まい・光熱	可	地代家賃		仕事専用で借りている事務所や店舗の家賃は、一般的には全額が経費です。
コワーキングスペース利用料	住まい・光熱	可	地代家賃		仕事のために使う席や会議室の利用料は、一般的には経費です（科目は支払手数料とする例もあります）。
バーチャルオフィス	住まい・光熱	可	地代家賃		仕事の住所として使う契約の料金は、一般的には経費です。
月極駐車場（自宅）	住まい・光熱	按分	地代家賃	走行距離	仕事にも使う車の駐車場代は、走行距離や使用日数の割合で按分するのが一般的です。
電気代	住まい・光熱	按分	水道光熱費	時間	自宅で仕事をする場合、仕事に使う時間や部屋の割合で按分するのが一般的です。
ガス代	住まい・光熱	条件付き	水道光熱費	使用割合	自宅では仕事との関係を説明しにくい費用です。店舗や作業場で使う分は経費にできます。
水道代	住まい・光熱	条件付き	水道光熱費	使用割合	自宅では仕事との関係を説明しにくい費用です。店舗や作業場で使う分は経費にできます。
敷金	住まい・光熱	条件付き	（資産：差入保証金）		返還される部分は経費ではなく資産（差入保証金）です。返還されないと決まっている部分は、礼金と同じく繰延資産とする整理が一般的です（国税庁のページに明記はありません）。
礼金	住まい・光熱	条件付き	繰延資産の償却（減価償却費）	面積	事務所を借りる礼金は繰延資産になり、20万円未満ならその年に全額を経費にできます（自宅兼用は按分）。
更新料	住まい・光熱	条件付き	繰延資産の償却（減価償却費）	面積	事務所の更新料は礼金と同じく繰延資産で、20万円未満ならその年の経費です（自宅兼用は按分）。
仲介手数料（賃貸）	住まい・光熱	按分	支払手数料	面積	事務所や自宅兼事務所を借りるときの仲介手数料は、仕事の部分を経費にするのが一般的です。
火災保険料（賃貸）	住まい・光熱	按分	損害保険料	面積	自宅兼事務所の火災保険料は、家賃と同じ割合で按分するのが一般的です。
持ち家の固定資産税	住まい・光熱	按分	租税公課	面積	自宅兼事務所の固定資産税は、仕事に使う面積の割合で按分できます。
住宅ローンの利息	住まい・光熱	按分	利子割引料	面積	経費にできるのは利息の仕事の部分だけで、元本の返済は経費になりません。
住宅ローンの元本返済	住まい・光熱	不可	（経費にならない）		借入金の返済は経費ではありません。建物は減価償却で経費にします。
持ち家の建物の減価償却	住まい・光熱	按分	減価償却費	面積	自宅兼事務所の建物は、仕事に使う面積の割合で減価償却費を按分します。
家族名義の家への家賃	住まい・光熱	不可	（経費にならない）		生計を一にする親族に払う家賃は経費になりません（所得税法56条）。固定資産税などは按分できます。
事務所の清掃・修理	住まい・光熱	可	修繕費		仕事に使う部分の原状回復や修理は、一般的には修繕費です（自宅兼用は按分）。
スマートフォン料金	通信	按分	通信費	時間	仕事と私用で使う場合は、通話や利用時間の割合で按分するのが一般的です。
仕事専用の携帯電話	通信	可	通信費		仕事専用の回線なら、一般的には全額が経費です。
インターネット回線	通信	按分	通信費	時間	自宅の回線は、仕事に使う時間の割合で按分するのが一般的です。
切手・郵送料	通信	可	通信費		請求書や書類の郵送費は、一般的には経費です（商品の発送は荷造運賃）。
商品の発送費	通信	可	荷造運賃		商品を送る運賃や梱包材は、一般的には荷造運賃です。
ドメイン・サーバー代	通信	可	通信費		仕事のサイトやメールに使うものは、一般的には経費です。
ガソリン代	車・交通	按分	車両費（または旅費交通費）	走行距離	仕事にも使う車は、走行距離の割合で按分するのが一般的です。
自動車保険料	車・交通	按分	損害保険料	走行距離	任意保険・自賠責とも、車の使用割合で按分するのが一般的です。
車検・整備費用	車・交通	按分	車両費（または修繕費）	走行距離	車検代や整備費は、車の使用割合で按分します。車検の中の重量税・自賠責も同じ割合です。

項目	分類	経費になるか	勘定科目	按分の目安	ポイント
自動車税	車・交通	按分	租税公課	走行距離	仕事にも使う車の自動車税は、使用割合で按分して経費にできます。
車の購入	車・交通	按分	減価償却費	走行距離	車は資産として耐用年数で減価償却し、償却費を使用割合で按分します。
自動車ローンの利息	車・交通	按分	利子割引料	走行距離	利息の部分だけを使用割合で按分します。元本の返済は経費になりません。
駐車場代（コインパーキング）	車・交通	可	旅費交通費		仕事の訪問先での駐車料金は、一般的には経費です。
高速道路料金	車・交通	可	旅費交通費		仕事の移動で使った分は、一般的には経費です。
電車・バス代	車・交通	可	旅費交通費		仕事の移動の運賃は、一般的には経費です。日付・区間・目的を記録します。
交通系ICカードのチャージ	車・交通	条件付き	旅費交通費		チャージは前払いで、仕事で乗った分を利用した時に経費にするのが一般的です。
タクシー代	車・交通	条件付き	旅費交通費		仕事の移動なら一般的には経費です。私用や自宅への帰宅だけの乗車は家事費に寄ります。
出張の宿泊費	車・交通	可	旅費交通費		仕事の出張の宿泊費は、一般的には経費です。観光を兼ねる場合は分けて考えます。
出張の日当（事業主本人）	車・交通	不可	（経費にならない）		事業主が自分に払う日当は、お金が外に出ないため経費になりません（旅費規程は法人の役員・従業員の話です）。
通勤定期（事業主本人）	車・交通	条件付き	旅費交通費		自宅から事務所への移動は、一般的には仕事の移動として扱われます。私用の利用は除きます。
交通違反の反則金	車・交通	不可	（経費にならない）		罰金・科料・過料は所得税法45条1項7号で経費になりません。交通反則金は国税庁のページに明記はありませんが、違反への制裁で業務の費用とはいいにくく、経費にしない扱いが一般的です。
パソコン	機器・ソフト	可	消耗品費（10万円未満）	使用割合	10万円未満は消耗品費、それ以上は金額により一括償却・少額特例・減価償却になります。私用もあれば按分します。
スマートフォン本体	機器・ソフト	按分	消耗品費（10万円未満）	使用割合	本体の代金は金額で科目が変わり、私用と兼ねる場合は使用割合で按分します。
タブレット	機器・ソフト	可	消耗品費（10万円未満）	使用割合	金額により消耗品費か減価償却です。私用と兼ねる場合は按分します。
プリンター・複合機	機器・ソフト	可	消耗品費（10万円未満）		金額により消耗品費か減価償却です。インクや用紙は消耗品費です。
カメラ・撮影機材	機器・ソフト	可	消耗品費（10万円未満）	使用割合	仕事で使う機材は金額により消耗品費か減価償却です。私用と兼ねる場合は按分します。
モニター・周辺機器	機器・ソフト	可	消耗品費		キーボード、マウス、モニターなどは、10万円未満なら一般的には消耗品費です。
ソフトウェア（買い切り）	機器・ソフト	可	消耗品費（10万円未満）		10万円以上の買い切りソフトは無形の減価償却資産（5年）です。
サブスク（業務用ソフト）	機器・ソフト	可	通信費（または支払手数料）	使用割合	仕事で使うクラウドサービスや月額ソフトは、一般的には経費です。私用と兼ねる場合は按分します。
会計ソフト	機器・ソフト	可	通信費（または支払手数料）		帳簿をつけるためのソフトの利用料は、一般的には経費です。
動画・音楽配信サービス	機器・ソフト	条件付き	通信費	使用割合	私的な視聴が中心なら家事費です。仕事の資料として使う部分を説明できれば按分します。
文房具	消耗品・備品	可	消耗品費		仕事で使う文房具は、一般的には消耗品費です。
コピー用紙・インク	消耗品・備品	可	消耗品費		仕事で使う用紙やインクは、一般的には消耗品費です。
机・椅子	消耗品・備品	可	消耗品費（10万円未満）	使用割合	仕事用の家具は金額により消耗品費か減価償却です（自宅兼用は按分）。
名刺	消耗品・備品	可	広告宣伝費（または消耗品費）		名刺の作成費は、一般的には経費です。
作業着・制服	消耗品・備品	可	消耗品費		仕事でしか使わない作業着や制服は、一般的には経費です。
工具	消耗品・備品	可	消耗品費（10万円未満）		仕事の工具は金額により消耗品費か減価償却です。
日用品（自宅用）	消耗品・備品	不可	（経費にならない）		自宅の生活用品は家事費です。
取引先との飲食	交際・慶弔	可	接待交際費		取引先との会食は、一般的には接待交際費です。相手と目的を記録します。法人のような交際費の限度額（措法61条の4）は個人事業主にはありません。
打ち合わせのカフェ代	交際・慶弔	可	会議費		打ち合わせの飲み物代は、一般的には会議費です。相手と議題を記録します。
一人での食事	交際・慶弔	不可	（経費にならない）		自分の食事は家事費です。出張中の食事も一般的には家事費です。

項目	分類	経費になるか	勘定科目	按分の目安	ポイント
手土産・お中元・お歳暮	交際・慶弔	可	接待交際費		取引先への贈答は、一般的には接待交際費です。
香典（取引先）	交際・慶弔	可	接待交際費		取引先の慶弔に出す香典は、一般的には接待交際費です（法人では社外の慶弔は交際費等とする通達があります）。会葬礼状を残します。
ご祝儀（取引先）	交際・慶弔	可	接待交際費		取引先の結婚祝いなどは、一般的には接待交際費です。招待状を残します。
香典・ご祝儀（従業員）	交際・慶弔	可	福利厚生費		従業員への慶弔金は、一定の基準で支給する相当な額なら一般的には福利厚生費です（法人の通達と同じ考え方）。慶弔規程があると説明しやすくなります。
香典・ご祝儀（自分の親族・友人）	交際・慶弔	不可	（経費にならない）		自分や親族、私的な友人の慶弔は家事費です。
ゴルフ（取引先と）	交際・慶弔	条件付き	接待交際費		取引先との接待なら一般的には接待交際費です。私的な趣味のプレーは家事費です。
懇親会・業界の会費	交際・慶弔	可	諸会費（または接待交際費）		仕事上の団体の会費や懇親会費は、一般的には経費です。
個人事業税	税金・保険	可	租税公課		個人事業税は、一般的には納めた年の経費です。
印紙税（収入印紙）	税金・保険	可	租税公課		仕事の契約書や領収書に貼った収入印紙は、一般的には租税公課です。
登録免許税	税金・保険	可	租税公課		仕事に関する登記などの登録免許税は、一般的には経費です。
消費税（税込経理）	税金・保険	可	租税公課		税込経理の課税事業者が納める消費税は、一般的には租税公課です（税抜経理なら経費になりません）。
所得税	税金・保険	不可	（経費にならない）		所得税は経費になりません（所得税法45条1項）。
住民税	税金・保険	不可	（経費にならない）		住民税は経費になりません（所得税法45条1項）。
延滞税・加算税	税金・保険	不可	（経費にならない）		延滞税や加算税は経費になりません（所得税法45条1項）。
相続税・贈与税	税金・保険	不可	（経費にならない）		相続税は国税庁の確定申告書等作成コーナーでも必要経費にならない税金に挙げられています。贈与税も事業の費用ではなく、経費になりません。
国民年金保険料	税金・保険	不可	（経費にならない）		経費ではなく、確定申告の社会保険料控除で差し引きます。
国民健康保険料	税金・保険	不可	（経費にならない）		経費ではなく、確定申告の社会保険料控除で差し引きます。
生命保険料（自分）	税金・保険	不可	（経費にならない）		経費ではなく、生命保険料控除で差し引きます。
小規模企業共済の掛金	税金・保険	不可	（経費にならない）		経費ではなく、小規模企業共済等掛金控除で差し引きます。
事業用の損害保険料	税金・保険	可	損害保険料		店舗や商品の火災保険、賠償責任保険は、一般的には経費です。
労災保険（従業員）	税金・保険	可	法定福利費		従業員のための労働保険料の事業主負担は、一般的には経費です。
従業員の給料	人件費・外注	可	給料賃金		従業員に払う給料や賞与は、一般的には経費です。
家族への給料	人件費・外注	条件付き	専従者給与		生計を一にする家族への給料は、青色事業専従者給与の届出などの要件を満たす場合に限り経費です（白色は専従者控除）。
外注費	人件費・外注	可	外注工賃		仕事の一部を外部に依頼した費用は、一般的には経費です。
税理士報酬	人件費・外注	可	支払手数料		事業の記帳や申告を依頼した報酬は、一般的には経費です。
従業員の福利厚生	人件費・外注	可	福利厚生費		従業員全員を対象にした健康診断や慰安行事は、一般的には福利厚生費です。
自分の健康診断・人間ドック	人件費・外注	不可	（経費にならない）		事業主本人の健康診断は家事費です。
広告費	広告・販売	可	広告宣伝費		ウェブ広告やチラシなど、売上のための宣伝は一般的には経費です。
ホームページ制作費	広告・販売	可	広告宣伝費		一般的には広告宣伝費です。プログラムの機能が中心なら、ソフトウェアとして償却する場合があります。
振込手数料	広告・販売	可	支払手数料		仕事の振込手数料は、一般的には経費です。
決済手数料	広告・販売	可	支払手数料		カード決済やネットショップの販売手数料は、一般的には経費です。
試供品・サンプル	広告・販売	可	広告宣伝費		宣伝のために配るサンプルは、一般的には経費です。

項目	分類	経費になるか	勘定科目	按分の目安	ポイント
仕入れ	広告・販売	可	仕入金額（売上原価）		売るための商品や材料の仕入れは、売れた分が売上原価として経費になります（期末の在庫は除きます）。
書籍	学び・情報	可	新聞図書費		仕事に必要な本は、一般的には経費です。
新聞	学び・情報	条件付き	新聞図書費	使用割合	業界紙は一般的には経費です。一般紙は私的に読む面もあり、仕事での必要性を説明できるかで考えます。
セミナー・研修費	学び・情報	可	研修費		今の仕事に直接必要な知識や技術の研修は、一般的には経費です。
資格取得費	学び・情報	条件付き	研修費		今の仕事に直接必要な資格なら経費とされることが多く、新しい職業に就くための資格は家事費に寄ります。
学校の学費（自分）	学び・情報	不可	（経費にならない）		仕事との直接の関係を区分しにくく、一般的には家事費です。
スーツ	身の回り	不可	（経費にならない）		仕事以外でも着られるため、原則は家事費です（国税庁の収支内訳書の書き方も衣料費を家事上の費用としています）。仕事専用と区分できる場合だけが例外です。
眼鏡・コンタクト	身の回り	不可	（経費にならない）		日常生活でも使うため、原則は家事費です。
腕時計	身の回り	不可	（経費にならない）		私生活でも身につけるため、原則は家事費です。
散髪・美容院	身の回り	不可	（経費にならない）		身だしなみは私生活の費用で、原則は家事費です。撮影のためだけのヘアメイクなどは別に考えます。
舞台衣装・撮影用衣装	身の回り	条件付き	消耗品費		仕事の場でしか使わない衣装は、仕事専用と示せれば一般的には経費です。
化粧品	身の回り	条件付き	消耗品費		日常の化粧品は家事費です。撮影や舞台の仕事専用に使う分だけが例外です。
ジム・スポーツクラブ	身の回り	不可	（経費にならない）		自分の健康維持のための費用で、一般的には家事費です。
開業前の費用（開業費）	開業・引越し	可	開業費（繰延資産）		開業準備のための費用は開業費として繰延資産にし、任意の時期に償却できます。
事務所の引越し費用	開業・引越し	可	雑費（または支払手数料）	面積	事務所の移転費用は一般的には経費です。自宅兼事務所の引越しは仕事の部分を按分します。
自宅の引越し費用	開業・引越し	不可	（経費にならない）		住まいだけの引越しは家事費です。
看板	開業・引越し	可	広告宣伝費（または減価償却費）		金額により広告宣伝費や消耗品費か、減価償却です。
事業用ローンの利息	金融・その他	可	利子割引料		事業のための借入金の利息は、一般的には経費です。元本の返済は経費になりません。
借入金の元本返済	金融・その他	不可	（経費にならない）		借入金の返済は経費ではありません。
売掛金の貸倒れ	金融・その他	条件付き	貸倒金		取引先の倒産などで回収できないことが確定した売掛金は、一般的には経費です。
クレジットカード年会費	金融・その他	条件付き	支払手数料	使用割合	仕事専用のカードなら一般的には経費です。私用と兼ねる場合は按分します。
銀行口座の手数料	金融・その他	可	支払手数料		事業用口座の手数料は、一般的には経費です。
寄附金	金融・その他	不可	（経費にならない）		経費ではなく、要件を満たせば寄附金控除で差し引きます。
医療費	金融・その他	不可	（経費にならない）		経費ではなく、医療費控除で差し引きます。
損害賠償金（故意・重過失）	金融・その他	不可	（経費にならない）		故意または重大な過失による損害賠償金は、経費になりません（所得税法45条1項）。
罰金・科料・過料	金融・その他	不可	（経費にならない）		罰金や科料、過料は経費になりません（所得税法45条1項）。
ペットの費用	金融・その他	不可	（経費にならない）		ペットの飼育費は家事費です。
家族旅行	金融・その他	不可	（経費にならない）		家族旅行は、仕事の打ち合わせを入れても一般的には家事費です。
事業用の口座への入金	金融・その他	不可	（経費にならない）		自分のお金を事業用口座に移すのは事業主借で、経費ではありません。
自分への給料	金融・その他	不可	（経費にならない）		個人事業主が自分に払う給料は経費になりません（生活費の引出しは事業主貸）。
雑費	金融・その他	可	雑費		どの科目にも当たらない少額で頻度の低い経費は雑費です。多用しないようにします。